

商標権侵害の対応における 科学技術省の役割

チャン・ティエン・ダット
科学技術省監査局

目次

1

知的財産権エンフォースメント体制における科学技術省と各機関

2

知的財産権侵害の行政処分の結果

3

ベトナムにおける商標権侵害の対応に関する規定と手続き

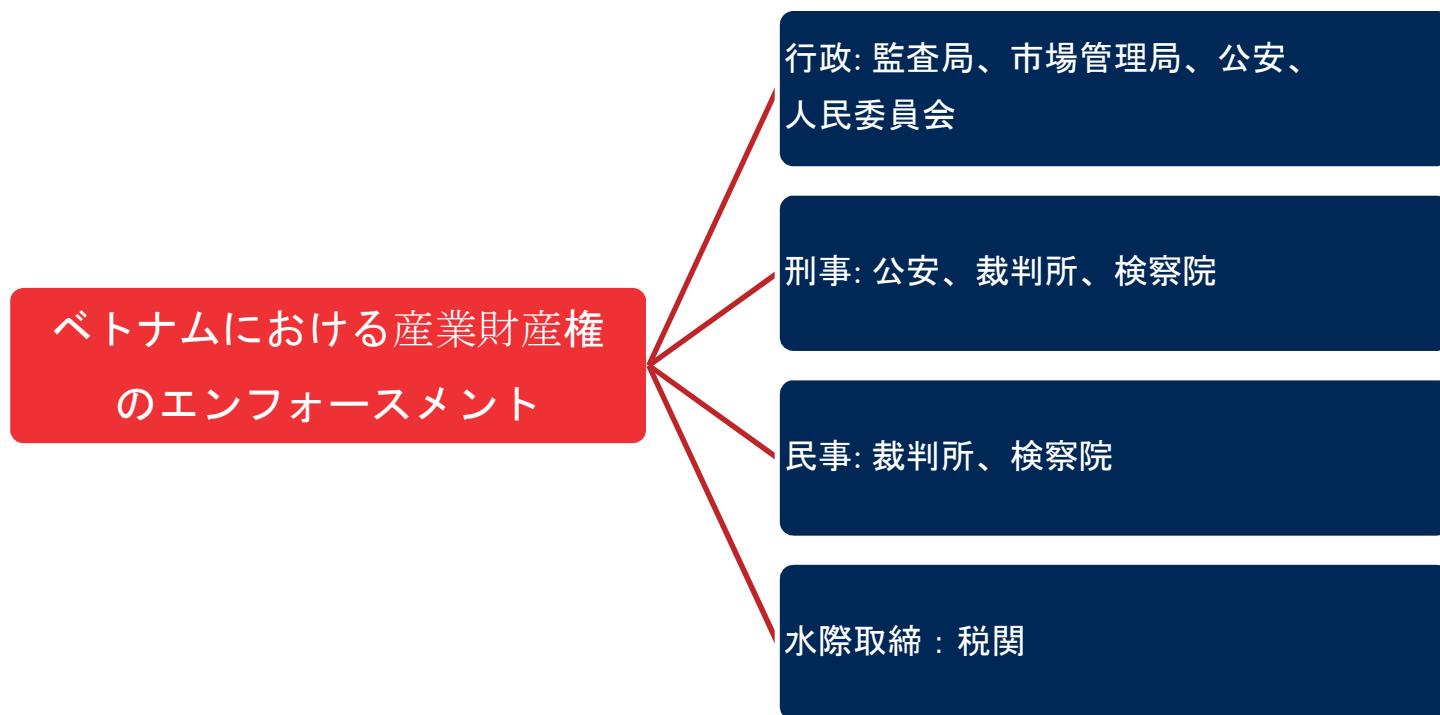
4

問題点、課題

1

ベトナムの知的財産権エンフォースメント体制における科学技術省と各機関

産業財産権エンフォースメント機関の組織図



科学技術省

省監査局

- ・産業財産権分野における違反の処理
- ・違反についての評価意見、専門的知見の提供
- ・産業財産権のエンフォースメントに関する教育、指導

国家知的財産庁

- ・産業財産権保護証明書の発行
- ・専門的知見の提供
- ・教育、研修

知的財産研究所

- ・産業財産権鑑定
- ・産業財産権鑑定機能を持つ唯一の組織
- ・鑑定の結論は参考資料であり、最終的な結論ではない

科学技術監査局

(省監査局及び地方局監査局)

- 商標権侵害処理に関する権限を持つ
- 特許権侵害の行政処分を行う唯一の機関
- 主に生産行為や違反行為が多く複雑で、分野を横断する事件に対応。

市場管理局

- 輸送、取引行為についての処理権限。輸送、取引行為の処理後に、生産拠点が発覚した場合は、続けて生産拠点についての処理を行う。

- 模倣品や侵害品の処理の他に、密輸品や商業詐欺の処理についても権限を有する。
- 市場に流通する侵害品を中心に精査、処理。



2

ベトナムにおける知的財産権侵害の行政処分の結果

行政

- 2020年：知的財産権侵害事件1,302件。罰金は総額250億VNDを超える。
- 2021年：知的財産権侵害事件327件。罰金は総額40億VNDを超える。

刑事

- 2020年：産業財産権侵害罪152件を処理。5人の被告に対して4件の起訴。
- 2021: 知的財産権侵害に関する9人の被告に対して8件の起訴。

3

ベトナムにおける商標権侵害の対応に関する 規定と手続き

行政措置による商標権侵害の処理手続

- ✓ 当該請求権は、侵害処理請求書及び付随する証拠により示される。
- ✓ 請求書の受理後、管轄機関は法令に従って違反行為を検証し、処理する責任を負う。
- ✓ 請求書の提出者は手数料を支払う必要はない。

権利者は、管轄機関に対し、知的財産権侵害行為について行政措置上の処理を行うよう請求する権利を有する（ベトナム特有）。

2022年知的財産法の一部条項を改正・追加する法律 新政策

- ✓ 知的財産権侵害疑義物品の通関手続きの主体的な中止にかかる税関の権限の追加。
- ✓ 仲介サービスプロバイダー(ISP)の責任の追加。

基本的には、ベトナムにおける知的財産権のエンフォースメントに関する民事措置と行政措置の相関関係は変わらず。

4

問題点、課題



主な課題、問題点

- ✓ オンライン環境では、経営主体の情報、事業所の住所が明示されていないため特定が困難、輸送業者（第三者）を介した売り手と買い手の取引であるなど、（特にfacebook、tiktok、ウェブサイトなど）での違反行為の処理が困難。
- ✓ 行政機関のシステムへの大きな重圧（現在、事件の約98%）。
- ✓ 知的財産権侵害の処理に関する全体調整機関がない。

ご清聴ありがとうございました

科学技術省監査局

住所:ハノイ、カウザイ、チュンホア、チャンズイフン113

電話: 024 3.555.3906

ファックス: 0243.944.6602

ウェブサイト: <https://thanhtra.most.gov.vn/>

ハノイ - 2022年